

離島振興法と瀬戸内海島嶼

鈴木 勇 次
(長崎ウエスレヤン大学 教授)

「瀬戸内海離島と離島振興」要旨

鈴木 勇次（長崎ウエスレヤン大学）

1. 離島振興法の制定経緯

(1) 離島振興法（仮称）制定に関する趣意書

日本列島の中で、本土より隔絶し、その自然的社会的条件の制約によりきはめて後進的性格を有している地域に離島がある。これらの離島の中、相当の規模を有する主なものとしては左渡島、隠岐島、伊豆七島、舌岐島、対馬島、五島列島、甞島、屋久島、種子島、南西諸島等がある。これらの島々は、いづれも或いは日本海、或いは太平洋の荒波の中に浮ぶ孤島である。

このいづれの島々をも通じて云い得ることは、その後進性であり、民度の低さである。人口の構成から見れば、いづれも第一次産業が大半を占め、産業の形態は農業、水産業、林業との兼業形態が行われており、生産力は一般的にきはめて低い現状である。

交通面では、本土との連絡は海上交通のみであり、概ね定期船の就航はあっても、天候に左右されてその欠航すること屢々である。島内の交通についても、一般に未開発のまゝ残されており、要改良の道路が大部分で、隣村との交通にしても海上交通に依存することはきはめて多く、且未開発のまゝ残され、本土における概念では全く考えることができない。

電力については、一般に開発がかへりみられることがなく、又水力資源の存する島は、屋久島を除いては皆無で、現状においては未点灯戸数の比率は大きく、全然電灯のない町村部落が多数存在し、ラヂオの如きもその普及ははるかに乏しい有様である。公共施設一般についても、財政力の貧困から、又本土なみの尺度で考えられたためみるべきものが少く、漁港、港湾、道路、林道、土地改良等についても、本土の水準よりはるかに低い現況である。医療、文化、教育施設についてもけへりみられること乏しく、本土の水準とのギャップは益々甚しくなりつゝある。

一方、これらの島々の資源についてみれば、必ずしも乏しいわけではなく、水産、電力（屋久島）、農産、林産、鉱産、観光資源等について、従来かへりみられなかった基礎条件を整備すれば、将来の開発の可能性はみるべきものがあると信ぜられるのである。

離島に関する我々の認識は以上の如くであるが、従来 of 観念よりして、その実情は殆どかへりみられず、本土の尺度を以て机上の検討がなされてきた憾みなしとしない。

新しい日本の出発にあたり、我々はこれら後進性を有する離島に対し、速かに且つ総合的な国家施策を行い、経済力の培養と、島民生活の安定とをはかると共に、経済自立の国家的要請にもこたへたいと思うのである。

我々が速やかに実施すべきこととして考えられることは次の如きものがある。

（列記事項は簡略表現） 対本土海空交通整備、 島内道路、橋梁、港湾整備、 漁港整備、

電力施設整備、海底送電、 農用地改良、食糧備蓄、 林道整備、地下資源開発、 通信施設整備、 医療、教育、文化施設、 観光資源整備

以上等であるが、地方財政の現状においては、これらの施策を実施するだけの体制は整っていない。従って現状のまま放置されれば、永久に未開発地域として残される運命にあるので、前各項の諸施設を充実するための補助率の増加、補助対象の拡大、融資の施策を講ずる等により、これら離島を日本の領土の一部として、一日も早く本土水準にまで引き上げるべく、速やかなる国家の施策を切に要望するものである。

昭和二十八年一月

東京都知事・安井誠一郎 新潟県知事・岡田正平 島根県知事・恒松安夫
長崎県知事・西岡竹二郎 鹿児島県知事・重成格

(2) 離島振興対策協議会の結成と運動

- ・昭和25, 6年の九学会連合による対馬調査結果 民度の向上方策を長崎県検討(倉成)
- ・昭和26, 7年の隠岐島の干ばつ被害 島根県企画室検討(竹下)
- ・昭和28年1月14日 東京で開催の全国知事会の後、関係5県知事が離島振興法制定促進方策検討 離島振興法(仮称)制定に関する趣意書作成 5県知事で「離島振興対策協議会」結成
- ・法案の骨子は主に島根県が作成 衆議院法制局で法案作成
- ・昭和28年3月13日 離島振興法案国会(第15特別国会)上程 国会解散 審議未了

(3) 離島住民総決起大会と全国離島振興協議会の結成

- ・昭和28年6月25日 離島振興法案国会(第16特別国会)上程
- ・昭和28年6月25日 離島振興対策審議会は離島関係町村に呼び掛け離島振興法成立促進のため「全国離島民総決起大会」開催 関係町村長で全国離島振興協議会結成
- ・離島に関する情報入手のため「島嶼社会研究会」会員の協力(山階芳正、宮本常一、大村肇、竹田旦等、渋沢敬三は側面協力)

(4) 離島振興法の成立と所管官庁

- ・昭和28年7月15日参議院本会議で成立 同7月22日公布・施行

2. 離島振興法の運用

(1) 離島振興対策審議会の任務

法第10条第2項に規定(離島振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。) 指定離島(離島振興対策実施地域)の審議・具申、離島関係予算審議等

(2) 離島振興対策審議会の委員

国会議員11人(衆議院議員7人、参議院議員4人)、各省庁次官10人(自治、経審、大蔵、文部、厚生、農林、通産、運輸、郵政、建設)、都道県知事3人(島根、長崎、鹿児島)、市町村長3人(新潟、東京、熊本のち愛媛)学識経験者3人 計30人

(3) 離島振興対策審議会の変遷

S 2 8 . 7 離島振興対策審議会 S 5 4 . 3 国土審議会離島振興対策特別委員会
H 1 2 . 6 国土審議会 離島振興対策分科会

3 . 離島振興対策実施地域

(1) 離島振興対策実施地域の指定基準と変遷

・ 離島の指定規定 :

第 2 条 内閣総理大臣は、離島振興対策審議会の意見を聞いて、第 1 条の目的を達成するために必要と認める離島を、離島振興対策実施地域として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

・ 指定基準 :

(1) 第 1 回審議会決定 (S 2 8 . 1 0 . 0 8) - 指定基準原則 -

外海に面する島 (群島、列島、諸島を含む。) であること。

本土との交通が不安定な島であること。

島民の生活が本土に強く依存している島であること。

1 か町村以上の行政区画を有する島であること。

前 4 項の条件を具備する島であって、法第 1 条の目的を速やかに達成する必要のある島であること。

(2) 第 4 回審議会確認 (修正) (S 2 9 . 0 9 . 1 0) * 表現は筆者が簡略表記している。

市町村合併により独立町村でなくなった離島は、従前通り指定。

「 1 か町村以上の行政区画の離島」の基準は緩和し、一定の人口、ある程度隔絶する離島は指定。

豊後水道及び紀伊水道は外海とみなし、豊後水道に所在の離島は指定。

北海道の離島は、北海道開発法に係わらず指定。

(3) 第 1 2 回審議会 (S 3 2 . 6 . 1 4) - 内海離島の指定、外海離島の指定緩和基準 -

[瀬戸内海離島の指定基準]

本土との最短航路距離がおおむね 1 0 km 以上であること。

定期航路の寄港回数が 1 日おおむね 3 回以下であること。

人口おおむね 1 0 0 人以上であるもの。

前 3 項の条件を具備した島であって法第 1 条の目的を速やかに達成する必要があるもの。

(注) 2 つ以上の島が同一市町村に属する場合または群島、諸島のごとく類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して指定することができる。

[外海離島の指定緩和基準]

本土との最短航路距離がおおむね 5 km 以上であること。

人口おおむね100人以上であるもの。

(4) 第26回審議会(S 3 9 . 1 . 2 9) - 離島の一部指定 -

外海または内海離島のうち、その一部に下記の条件を具備する地域を有する場合には、当該地域を離島振興対策実施地域に指定するものとする。

本土との最短航路距離が、外海の島嶼においてはおおむね5km以上、内海の島嶼においてはおおむね10km以上あるもの。

定期航路の寄港回数が、1日おおむね3回以下であるもの。

主要定期乗合自動車の運行回数が、1日おおむね3回以下であるもの。

指定についての要望のあるもの。

前4項の条件をそれぞれ具備した地域であって、後進性が著しく、法第1条の目的を速やかに達成する必要があるもの。

(注) 一部地域指定に際しては、原則として市町村界(旧市町村界を含む)もしくは明瞭な地形または見通し線等をもって境界線とする。

以上の結果、最終的な離島の指定基準は次の通りと見なされる。

内海、外海の区分は不要

本土との最短航路距離は外海離島5km以上、内海の離島10km以上

対本土航路の運航回数は1日3回以下

離島人口は概ね100人以上

・ 指定解除基準 * 表現は筆者が簡略表記

(1) 第31回審議会決定(S 4 1 . 1 2 . 1 2) - 対本土架橋 -

架橋事業により指定離島と本土との間に常時陸上交通が確保された場合、「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全域又は一部について解除する。ただし架橋年度の次の年度に限り指定解除の猶予期間を置くことができる。

(2) 第34回審議会決定(S 4 3 . 9 . 2 0) - 本土間埋立て -

指定地域と本土との間が干拓、埋立て事業により地続きとなった場合、離島とは認められないので、指定を解除する。ただし干拓または埋立て事業年度の次の年度に限り指定解除の猶予期間を置くことができる。

(3) 第43回審議会決定(S 5 3 . 3 . 2 7) - 指定解除緩和 -

架橋事業により指定離島と本土との間に常時陸上交通が確保された場合でも、普通自動車が行き来できない集落がある場合は当該地域の一部について指定解除を猶予することができる。

* その他：指定解除離島市町村については、激変緩和措置の観点から過疎債、辺地債対象事業に係る地方負担増加額について4年間順次特別枠を配分。

4. 瀬戸内海離島の指定

(1) 瀬戸内海離島の離島指定経緯

- ・ S 3 1 . 5 . 0 1 中国四国 9 県議会正副議長会会長は、離島審議会会長宛離島振興法の適用範囲の拡大等」 (= 瀬戸内海離島の指定) を要望
- ・ S 3 2 . 4 . 2 3 第 1 1 回離島審議会内に小委員会を設置し、内海離島の指定基準検討
- ・ S 3 2 . 6 . 1 4 第 1 2 回離島審議会で「瀬戸内海離島の指定基準」を決定
- ・ S 3 9 . 1 . 2 9 第 2 6 回離島審議会で、「離島の一部指定」を決定

(2) 瀬戸内海離島の指定と主な無指定離島

S 3 2 . 8 . 1 6 (第 6 次指定) 但し瀬戸内海分 兵庫県：家島町坊勢島・男鹿島^{たながしま}・西島、岡山県：笠岡市大飛島^{おおび}、小飛島^{こび}、六島、広島県：福山市走島・宇治島、豊浜村齋島^{いつきしま}、呉市情島、倉橋町鹿島・横島、大竹市阿多田島・猪小島、山口県：橘町浮島、東和町情島、片島・水無瀬島、岩国市柱島・端島・黒島、上関町祝島・八島、防府市野島、柳井市平郡島、下関市蓋井島、香川県：仲多度郡広島村、多度津町佐柳島^{さなぎ}・高見島、観音寺市伊吹島・股島、愛媛県：魚島村、弓削町豊島、北条町安居島、睦月村、神和村、長浜町青島

S 3 2 . 1 2 . 2 5 (第 7 次指定) 但し瀬戸内海分 兵庫県：家島町家島、岡山県：笠岡市高島・白石島・北木島・真鍋島、山口県：豊北町角島、光市牛島、久賀町前島、徳島県：伊島、香川県：高松市男木島・女木島、土庄町豊島^{てしま}・小豊島^{おでしま}、坂出市沙弥島^{しやみしま}・瀬居島・鍋島・与島・小与島・岩黒島・櫃石島、丸亀市本島・牛島、愛媛県：八幡浜市大島

S 3 4 . 5 . 1 2 (第 8 次指定) 但し瀬戸内海分 広島県：豊浜村豊島、大崎町長島、因島市細島、三原市小佐木島、向東町鹿島、尾道市百島、内海町横島・田島、山口県：徳山市大津島、東和町冲家室島、香川県：詫間町栗島、志々島、愛媛県：中島町、西中島町、関前村岡村島・大下島・小大下島^{こおげしま}、大分県：姫島村

S 3 6 . 9 . 2 7 (第 9 次指定) 但し瀬戸内海分 岡山県：日生町鴻島・頭島・大多府島・鹿久居島・曾島・鶴島、児島市六口島・松島・釜島、東児町石島、広島県：蒲刈町、下蒲刈町、東野町生野島・白島・船島・佐組島、豊町三角島^{みかどしま}、豊浜村大崎下島・三角島・尾久比島、瀬戸田町高根島、三原市佐木島、山口県：大島町笠佐島、平生町佐合島、田布施町馬島、上関町長島、愛媛県：今治市来島・児島・馬島・比岐島・小比岐島・平市島、吉海町津島・大突間島^{むししま}・武志島^{むししま}・中渡島、新居浜市大島、弓削町弓削島・佐島・百貫島、生名村、岩城村、

松山市釣島（9次指定の愛媛県津島町竹ヶ島は外海離島扱い）

S 3 9 . 7 . 9（第10次指定）但し瀬戸内海分 兵庫県：洲本市（灘地区）中津川・相川・畑田、南淡町（灘地区）潮崎・下灘・吉野・宇野、広島県：因島市外浦町・鏡浦町・椋浦町、中庄町・大浜町・重井町（細島を除く。）・原町・洲江町、瀬戸田町荻・御寺・宮原・名荷、大崎町（長島を除く。）、東野町（生野島、白島・船島・佐組島・契島を除く。）、木江町、倉橋町（鹿島・横島を除く。）、江田島町大須・幸ノ浦地区・津久茂地区、能美町高田、沖美町、大柿町深江（沖野島を含む。）、山口県：東和町（情島・片島・水無瀬島・沖家室島を除く。）橋町立島、香川県：直島町意志間・牛ヶ首島・屏風島・喜兵衛島・家島・向島、愛媛県：吉海町（津島・大突間島・^{むしじま}武志島・中渡島を除く。）、宮窪町（四坂島を除く。）、伯方町、上浦町、大三島町、宇和島市九島

S 4 2 . 8 . 2 6（第10次追加指定）但し瀬戸内海分 岡山県：西大寺市犬島（犬ノ島を含む。）

H 1 2 . 1 2 . 2 8（第11次指定） 香川県：直島町直島

〔瀬戸内海の主な無指定離島〕

岡山県：牛窓町前島・黒島・黄島、広島県：福山市仙酔島、竹原市大久野島、東野町契島、安芸津町大芝島、山口県：下松市笠戸島、香川県：小豆島、淡路島（灘地区を除く）、愛媛県：宮窪町四坂島、松山市^{ごごしま}興居島など

（3）瀬戸内海の架橋・埋立て指定解除離島

〔架橋〕

広島県

- ・本土・尾道... 生口島 - 高根島（S 4 5，高根大橋）
- ・本土・川尻 - 下蒲刈島（H 1 2，安芸灘大橋） 下蒲刈島 - 上蒲刈島（S 5 4，蒲刈大橋）
上蒲刈島 - * 豊島（H 2 0，豊島大橋） 豊島 - 大崎下島（H 4，豊浜大橋） 大崎下島 - ^{へいらしま}平羅島（H 7，平羅橋） 平羅島 - 中ノ島（H 1 0，中の瀬戸大橋） 中ノ島 - 岡村島（H 7，岡村大橋）
- ・本土・沼隅 - 田島（H 2，内海大橋） 田島 - 横島（S 5 4，睦橋）
- ・本土・呉市 - 倉橋島（S 3 6，音戸大橋） 倉橋島 - 鹿島（S 5 0，鹿島大橋） 倉橋島 - 江田島・能美島（S 4 8，早瀬大橋） 江田島・能美島 - 沖野島（S 4 6，沖野島橋）

山口県

- ・本土・大島 - 屋代島（S 5 1，大島大橋） 屋代島 - 沖家室島（S 5 7，沖家室大橋）
- ・本土・室津 - 長島（S 4 4，上関大橋）

愛媛・広島県〔本四架橋尾道ルート〕

・本土・今治 - 大島（S 6 3，来島海峡第一、第二、第三大橋） 大島 - 伯方島（S 6 3，伯方・大島大橋） 伯方島 - 大三島（S 5 4，大三島橋） 大三島 - 生口島（H 1 1，多々羅大橋） 生口島 - 因島（H 3，生口橋） 因島 - 向島（S 5 8，因島大橋） 向島 - 本土・尾道（S 4 3，尾道大橋）

* 児島・坂出ルートの櫃石島、岩黒島、与島は架橋で本土と結ばれているように見られるが、それぞれ島に繋がる一般道路が無いため離島の指定は解除されていない。

〔埋立て〕

香川県 本土・高松番の州 - 沙弥島（S 4 2）、本土・高松番の州 - 瀬居島（S 4 3）

5 . 離島振興法の内容と特徴

（1）離島振興法の骨子

	当初法（S 2 8）	現行法（H 1 4）
条 文	全 1 2 箇条	全 2 2 箇条
目 的	後進性除去のための基礎条件整備	創意工夫による自立的振興
計 画	内閣総理大臣が作成	都道府県が作成
計画内容	交通・通信、産業、災害、教育・厚生など 4 項目	交通・通信、産業、災害、教育・厚生、その他、福祉、観光、交流など 1 1 項
特別助成	港湾、漁港、道路の嵩上げ補助	港湾、漁港、道路の嵩上げ補助

（2）離島振興法の目的と変遷

* 別紙 1 参照

（3）離島振興計画の内容と変遷

* 別紙 2 参照

（4）離島振興法の特徴

- ・ 1 0 力年の時限法であること
- ・ 公共事業において高率国庫補助が認められていること
昭和 4 6 年度までは港湾、漁港の外郭施設並びに空港の事業費は全額国庫負担。
ただし昭和 4 7 年度以降補助率は 9 5 % と 5 % 引き下げ
道路 3 / 4、小中学校、保育所、消防施設は 2 / 3、簡易水道、し尿処理は 1 / 2
- ・ 離島関係国家予算は、「一括計上」の趣旨に則り、「離島振興課」が公共予算を掌握し、他地域への流用が認められない

離島振興法の比較（その2） - 第1条（目的） -

04.10.04suzuki

回 期	公布年月日	第1条 - 目的	備 考
第1次要綱案	S28.01.15	この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情より来る後進性を除去するための基礎条件を、速かに、且つ総合的に開発整備して、その経済力の培養と、島民の生活安定とを図り併せて国民経済の発展に寄与することを目的とすること	
第3次要綱案	S28.02.25	この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情より来る後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速且つ強力に実施することによつて、その経済力の培養と、島民の生活安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とすること。	
3月上程法案	S28.03.13	この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情より来る後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速且つ強力に実施することによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。	
当初法律(昭和28年7月22日、法律第72号)	S28.07.22	この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情より来る後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速且つ強力に実施することによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。	
第1回延長 (第5次改正)	S37.03.02	この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情より来る後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速且つ強力に実施することによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。	法律を10年間延長することのみの改正
第2回延長 (第7次改正)	S47.06.01	この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情より来る後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速且つ強力に実施することによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。	第1条に変更はなし、4条に「医療の確保」等が追加される
第3回延長 (第8次改正)	S57.05.07	この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情より来る後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速且つ強力に実施することによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。	法律を10年間延長することのみの改正
第4回延長	H04.04.24	この法律は、国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、本土より隔絶せる離島の特殊事情より来る後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。	離島の国土保全等での役割表現が導入される
第5回延長 (現行法)	H14.07.19	この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。	離島の領海等での役割、自立的発展表現が導入され、隔絶性、後進性除去表現が削除される

離島振興法の比較（その3） - 第4条（計画の内容） -

suzuki

回 期	公布年月日	第4条 - 離島振興計画の内容	備 考
第1次要綱案	S28.01.15	記述なし	
第3次要綱案	S28.02.25	具体的記述なし	
3月上程法案	S28.03.13	1. 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路及び通信施設の整備 2. 資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備 3. 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設の整備 4. 住民の福祉向上のため必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備	
当初法律	S28.07.22	1. 本土と離島と離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路及び通信施設の整備 2. 資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備 3. 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設の整備 4. 住民の福祉向上のために必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備	
第1回延長	S37.03.02	1. 本土と離島と離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路及び通信施設の整備 2. 資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備 3. 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設の整備 4. 住民の福祉向上のために必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備	単純延長
第2回延長	S47.06.01	1. 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路、空港及び通信施設の整備 2. 資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備 3. 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備 4. 住民の福祉向上のため必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備並びに医療の確保	
第3回延長	S57.05.07	1. 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路、空港及び通信施設の整備 2. 資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備 3. 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備 4. 住民の福祉向上のため必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備並びに医療の確保	
第4回延長	H04.04.24	1. 離島の振興の基本的方針に関する事項 2. 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する事項 3. 農林水産業、商工業等の産業及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項 4. 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項 5. 生活環境の整備に関する事項 6. 医療の確保に関する事項 7. 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	

回 期	公布年月日	第 4 条 - 離島振興計画の内容	備 考
		8 . 教育及び文化の振興に関する事項	
		9 . 観光の開発に関する事項	
第 5 回延長	H14.07.19	1 . 離島の振興の基本的方針に関する事項	第 4 条の 2
		2 . 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する事項	
		3 . 農林水産業、商工業等の産業及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項	
		4 . 生活環境の整備に関する事項	
		5 . 医療の確保等に関する事項	
		6 . 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	
		7 . 教育及び文化の振興に関する事項	
		8 . 観光の開発に関する事項	
		9 . 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項	
		10 . 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設の整備に関する事項	
		11 . 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関し必要な事項	

離島振興法第4条「離島振興計画の内容」の変遷

2008.10.14suzuki

当該法律	制定・公布年月日	離島振興計画に含めなければならない事項(関係都道府県知事作成)	備考
趣意書	S28.1.14	1. 本土と離島との海空交通の整備拡充 2. 島内交通のための道路、橋梁及び海上機関の整備 3. 水産資源開発のための漁港諸施設(給水、製氷等を含む)の整備 4. 産業の開発及び民生安定のための水力電気の開発、海底送電施設、火力施設の充実 5. 島民の食糧自給確保のための土地条件の整備又非常態勢のための備蓄の倉庫施設 6. 林産資源開発のための林道の整備 7. 地下資源開発のための各種施設の整備 8. 各種通信機関の整備 9. 医療、教育、文化施設の充実による民度の向上 10. 観光資源活用のための諸施設の整備	
第4次案	S28.2.9	1. 本土と離島、及び離島と離島、並びに離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路の整備 2. 資源開発を促進するために必要な農地条件、林道、漁港、電力(送電施設を含む)の整備 3. 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設の整備 4. 住民の福祉向上のために必要な教育、厚生、文化、通信施設の整備 5. その他製造、加工、貯蔵等産業の振興を図るために必要な施設の整備	
当初法	S28.7.22	1. 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路及び通信施設の整備 2. 資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備 3. 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設の整備 4. 住民の福祉向上のため必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備	
第2次延長改正	S47.6.1	1. 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路及び通信施設の整備 2. 資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備 3. 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備 4. 住民の福祉向上のため必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備	事項追加
(参考提示)		(条文追加-抄) 第9条の2 都道府県知事は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、第5条第1項の離島振興計画に基づいて、無医地区に関し次の各号に掲げる事業を実施しなければならない。 (1) 診療所の設置 (2) 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備 (3) 定期的な巡回診療 (4) 保健婦の配置 (5) 公的医療機関の協力体制の整備 (6) その他無医地区の医療の確保に必要な事業 2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。 (1) 医師又は歯科医師の派遣 (2) 巡回診療車(循環診療船を含む。)による巡回診療 3 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域内の無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。 4 都道府県は、第1項及び第2項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。 5 国は、前項の費用のうち第1項第1号から第4号までに掲げる事業及び第2項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その2分の1を補助するものとする。 *1 無医地区 = 当該地区の中心地から半径4キロ以内に50人以上が居住するが、容易に医療機関 *2 無医地区に準ずる地区 = 半径4キロ以内に50人未満の居住で山、谷、海などで断絶されている * 法案に対する付帯決議(参議院地方行政委員会S47.5.18) 1. 離島航路の改善を図るため、海運造船合理化審議会の答申を尊重し、特に航路補助金の補助率、船舶整備公団の融資率の引き上げ、航路補助金の算定に当たっては、完全な航路主義をとるなどの措置を講ずるとともに、未指定の欠損航路についても可及的速やかに国の補助対象とすること。 2. 離島医療の確保を図るため、離島公的医療機関の施設、設備等に要する費用の補助率の改善を図るとともに、国立病院、親元病院の医師・歯科医師の定員を増員し、離島に積極的に派遣するよう努めること。 3. 漁港、港湾、空港事業の国庫の負担及び補助割合の引き下げに伴う地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、地方交付税等で適切な措置を講ずること。	

当該法律	制定・公布 年月日	離島振興計画に含めなければならない事項(関係都道府県知事作成)	備考
		4. 離島振興関係公共事業を推進するため、離島の実態と時代の趨勢に対応した採択基準に改善すること。特に、離島においては用水の確保が困難な実情にかんがみ、水源対策を積極的に行なうとともに、簡易水道事業については、新設時の給水量の基準、増補改良時の期間の基準をそれぞれ緩和し、さらに、ごみ、し尿処理事業についても基準緩和の措置を行ない、この事業に要する経費を経済企画庁の所管に一括計上すること。なお、簡易水道事業の水源として上水道用水を充てることについても善処すること。	
行革改正	S60.5.18	国庫補助率の引き下げ(例:9.5 8.5)	
行革改正	S61.5.8	国庫補助率の引き下げ(例:9.5 8.0)	
第4次 延長改正	H4.4.24	1 離島の振興の基本的方針に関する事項	
		2 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する事項	
		3 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項	
		4 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項	
		5 生活環境の整備に関する事項	
		6 医療の確保に関する事項	
		7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	追加事項
		8 教育及び文化の振興に関する事項	追加事項
		9 観光の開発に関する事項	追加事項
(参考提示)		*第12条(旧9条の2)医療の確保関係	
		(1) 診療所の設置	
		(2) 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備	
		(3) 定期的な巡回診療	
		(4) 保健婦による保健指導等の活動	
		(5) 医療機関の協力体制の整備	
		(6) その他無医地区の医療の確保に必要な事業	
		2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。	
		(1) 医師又は歯科医師の派遣	
		(2) 巡回診療車(循環診療船を含む。)による巡回診療	
		3 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護婦の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。	
		4 都道府県は、第1項及び第2項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。	
		5 国は、前項の費用のうち第1項第1号から第3号までに掲げる事業及び第2項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その2分の1を補助するものとする。	
		6 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、市町村が第5条第1項の離島振興計画に基づいて第1項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。= 配慮事項	追加事項
第5次 延長改正	H14.7.19	1 離島の振興の基本的方針に関する事項	
		2 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する事項	
		3 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項	
		4 生活環境の整備に関する事項	
		5 医療の確保等に関する事項	
		6 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	
		7 教育及び文化の振興に関する事項	
		8 観光の開発に関する事項	
		9 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項	追加事項
		10 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項	
		11 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関し必要な事項	追加事項
		*第3項から第10項は、提出方法、変更手続きなど事務措置関連が主のため省略	

離島振興法と瀬戸内海島嶼
【追加資料】

鈴木 勇 次
（長崎ウエスレヤン大学 教授）

第 1 1 回離島振興対策審議会（昭和 3 2 年 4 月 2 3 日、麻布「第三公邸」）

議長：桜内義雄会長（衆議院、自民党・島根）、当該部分での発言者：綱島正興（衆議院、自民党・長崎 2）、白浜仁吉（衆議院、自民党・長崎 2）、大橋武夫（衆議院、自民党・島根）、野田俊作（参議院、緑風会・福岡）、矢嶋三義（参議院、社会党・全国）、西岡竹次郎（長崎県知事）、森国久（熊本県龍ヶ岳町長）、山階芳正（島嶼社会研究会幹事）、浅田重恭（経済企画庁参事官）、山田啓寿（宮城県総合開発室主査）

（前段、省略）

綱島委員（前段落、p 1 6） 従来、ただ今の離島だけではどうしてもいけない。実は、最初は本土から隔絶した外海に面する離島だけをうまくやれば、それで大体後進性はなくなると思っていると、今度は本土から近い地域、あるいは内海、瀬戸内海のような所からいろいろご意見が出てきまして、「一遍来てみる。お前さん達は一遍、それなら瀬戸内海を見てみる。お前の生まれた長崎県の離島なんかよりずっと悪い。」という意見があって、行ってみると、これは、長崎県はどのように大きな島が離れているからいろいろ努力を致しますが、瀬戸内海の小さな島は実際ひどい。

これはまた想像よりも事実は非常に違っておりまして、こういうものも、とても離島というものから見て、「離島」という定義も多少変えなければならぬということで、今度改めて振興法の一部を改正する際には、外海に面するということはやめて、離島ということに、前の離島振興法の提案の時は、特に外海に面するというを理由にしたが、今度はそれではいけない。それだけではいけないから離島ということで、なるべく全地域の離島を指定してやっていこう。それにはどうしても役所が能力のあるだけの人員を、そういうことを扱えるだけの人員を加えなければならないということで、そのことは大体了解になりまして、付帯決議等も衆議院でその旨をつけてあるわけでございます。（中略）

綱島委員（p 2 0） そこで、今日もちょうど瀬戸内海の離島に非常に関係のある大蔵大臣とちょっと会ったのでありますけれども、

「時に、瀬戸内海を入れるつもりだ、あなたどのくらい入れてもらいたいかな。」

「全部入れてもらいたい。」

「よし、全部入れるだけの金はくれるだろうな。あなたに聞くのはそれだよ。」

「いや、それは入れる以上はそうしなければいかぬ。」

「よからう。そうすれば金をうんともらおうならよからうじゃないか。」

というて、実は今日、飯を一緒に食って、その約束をして、皆さんにおみやげと思って帰ってきたのですが、それでその時に、笑い話に、

「どうもあなたはそういうけれども、実際になれば寄越さぬかも知れない。」

「あなたが要求した時、いつやらなかったか。あなたは、ひどいことばかり言って、いつでも取るじゃないか。」

「なるほど、私は別の大蔵大臣よりは池田大蔵大臣がものが言いやすい。別の大蔵大臣は、ようございませうと言っても、なかなかくれない。しかし、池田大蔵大臣は一度、ようございませう

と言ったら出すから、言い方があるのですよ。だから一つ来年ぐらいまではどうしても大蔵大臣しているだろうから、これは来年はどうしても大きな予算を取って、そうしてしたらいいと思う。」

それから、私はとんだことをしたと思ったが、審議委員をもう少し、北海道開発みたいに増やして、そうして改正をすれば良かったのに、馬鹿の智恵は後から出て。これは瀬戸内海あたりからも少し審議委員を入れなければいけなかったのですね。そうして大いにみんなばかりで内外海共に所在する離島を本当に開発をして頂きたい。こういうふうに私は思っているわけがあります。（後段略）

（中略）

桜内会長（p45） 続いて議題の5でございます。一部、内海島嶼の指定要望について、これは今回の離島振興法の一部改正の際に、その提案趣旨説明に際し、綱島氏より瀬戸内海の指定の問題を取り上げているわけであります。従いまして、本日、審議委員の皆さん方のご意見を徴して、本審議会の一応結論とも言うべきものを出して、企画庁においてそれを具体的にいろいろ取り運び方を研究してもらいたい。こういう趣旨において議題5を上げているのでございまして、委員各位のご意見を賜りたいと思います。お手元に「離島指定基準及び瀬戸内海の範囲について」という参考資料を配付いたしました。まず最初に、この資料についての説明を企画庁の方をお願い致したいと思います。

浅田参事官 離島の指定基準でございます。これは28年10月に、第1回審議会でご決定頂いたわけでございますが、先ほど綱島先生からご説明がございましたように、離島振興法の提案理由の中で、外海に面するというところでございましたので、その提案理由に従いまして第1回の指定基準が出来たわけでございます。5項目に渡りまして条件が付せられたのでございまして、その後、第4項の「1か町村以上の行政区画を有する島であること。」これがご承知の町村合併の関係で段々崩れて参りまして、こういう条件をすること自体が時世にそぐわない。こういうようなことにもなって参りまして、30年6月に第6回審議会におかれまして指定基準を設けられたわけでございます。ただ4項を単に削除してしまいますと、またいろいろ問題も生じますので、その代わりに4項目が設けられた、こういうふうに承知いたしているのであります。

それでこの28年と30年の基準によりまして、現在の指定が行われているわけでございます。その後、内海におきます要望というものと、それから外海につきましても宮城県等から強い要望が、現在参っているような次第でございます。「瀬戸内海の範囲」とございまして、これは瀬戸内海の内外にわたります離島につきまして、どの線でいいかということが問題でございまして、その線の引き方を第4回の審議会でご決定を願っているということでございまして、瀬戸内海だけでなく、その他にも内海はいろいろあるわけでございます。それらも併せてご審議願うことが適当であるかと、かように考える次第でございます。

野田委員 瀬戸内海以外の内海というのはどこでございましてか。

浅田参事官 海外線につきまして地図をご覧くださいますと、例えば相模灘とか伊勢湾とかというのがございまして。「湾」と名前を付けているのは、大体その両端を結びました中を内海として

区別しているのをごさいます。

矢嶋委員 私は、瀬戸内海の島嶼の一覧を頂いているのですが、実情を知らないので判断致しかねるのですが、この際、もし参事官の方でご承知でありましたら簡単でよろしゅうございませから、瀬戸内海の諸島嶼の海外における島嶼との実態を比較した場合に、どういう事情にあるかという概略的なことと、それから母法との関係を参事官としてはどういう見解を持っておられるかということ、一応承りたいと思います。

浅田参事官 実はここにもございませように、瀬戸内海の島嶼は実に多いのございませして、大体、人が住んでいるというものだけでも183島あるわけのございませ。そこで、その島の中にはいろいろございませますが、大きなところと致しませしては、ご承知の淡路島、あるいは小豆島、その他、大三島、いろいろあるわけのございませ。それから因島の如きは造船所等もありませして、なかなか文化も進んでいるということを知っているのございませ。淡路島は、私も行ったことはございませせんけれども、いろいろ特産物等がございませして、かなり裕富であるということも知っているのございませ。一つ一つの島につきませして実情はよく分からないのございませますが、大体において外海の島嶼よりは比較的恵まれているのではなからうか。ただ、中にはやはり電気の関係でございませすとか、あるいは文化施設等に恵まれないところも多々あるように知っているのございませ。

実は、これからそういうものを拾い出すということになりますと、更に実態を詳細に調査しなければ、分かりかねる状況のございませ。(以後省略)